

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月9日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

新潟県人事委員会規則第8-94号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（規則第8-55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動後号等」という。）に対応する同表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動号等」という。）が存在する場合には当該移動号等を当該移動後号等とし、移動後号等に対応する移動号等が存在しない場合には当該移動後号等（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 一般職員勤務時間条例第15条及び市町村立学校職員勤務時間条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 職員が次に掲げる看護、<u>介助又は養育</u>を行う場合 <u>一の年において8日(満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子及び届出をしないが職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子を含む。))が2人以上の場合にあっては、12日)</u>を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子及び届出をしないが職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子を含む。以下この号において同じ。))</u>が疾病の予防を図るために必要なものとして委員会が定めるその子の介助を行う場合で、他に介助を行う者がいないときにおける当該介助</p> <p>ウ <u>満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が在籍する学校等の全部若しくは一部の休業が行われた場合(他に養育を行う者がいないときに限る。))又は当該学校等が実施する行事へ参加する場合における養育</u></p> <p>(11)～(17) (略)</p> <p><u>(18) 職員が不妊治療を受ける場合 一の年において6日を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間</u></p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p> <p><u>(21)</u> (略)</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 一般職員勤務時間条例第15条及び市町村立学校職員勤務時間条例第14条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 職員が次に掲げる看護又は<u>介助</u>を行う場合 <u>一の年において7日(中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子及び届出をしないが職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子を含む。))が2人以上の場合にあっては、10日)</u>を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子及び届出をしないが職員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者の子を含む。))</u>が疾病の予防を図るために必要なものとして委員会が定めるその子の介助を行う場合で、他に介助を行う者がいないときにおける当該介助</p> <p>(11)～(17) (略)</p> <p><u>(18)</u> (略)</p> <p><u>(19)</u> (略)</p> <p><u>(20)</u> (略)</p>

<p>(22) (略)</p> <p>(23) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項第4号、第8号から第10号まで、<u>第18号、第21号</u>又は<u>第23号</u>の休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。</p> <p>(休暇の計算)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 1日を単位とする特別休暇（<u>第15条第1項第4号、第8号、第9号、第10号、第18号、第21号及び第23号</u>の休暇に限る。）及び組合休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。</p> <p>4 特別休暇（<u>第15条第1項第4号、第8号、第9号、第10号、第18号、第21号及び第23号</u>の休暇に限る。）及び組合休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>5 特別休暇（1日を超えて引き続きとることができるものに限る。ただし、第15条第1項第10号、第13号、<u>第18号、第22号及び第23号</u>の休暇を除く。）の日数には、その期間中の週休日及び休日等を算入するものとする。</p>	<p>(21) (略)</p> <p>(22) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項第4号、第8号から第10号まで、<u>第20号</u>又は<u>第22号</u>の休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。</p> <p>(休暇の計算)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 1日を単位とする特別休暇（<u>第15条第1項第8号、第9号、第10号、第20号及び第22号</u>の休暇に限る。）及び組合休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。</p> <p>4 特別休暇（<u>第15条第1項第8号、第9号、第10号、第20号及び第22号</u>の休暇に限る。）及び組合休暇を日に換算する場合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>5 特別休暇（1日を超えて引き続きとることができるものに限る。ただし、第15条第1項第10号、第13号、<u>第21号及び第22号</u>の休暇を除く。）の日数には、その期間中の週休日及び休日等を算入するものとする。</p>
--	--

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。